

新型コロナウイルス感染症に対する弁護士会の対応方針について

令和2年6月19日

当会は、政府新型コロナウイルス感染症対策専門家会議の「新型コロナウイルス感染症対策の状況分析・提言」及び政府の「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」を尊重し、これらを踏まえて当会の対応方針として、上記提言及び対処方針において推奨される事項を実行いたします。

具体的には、当会は、オーバーシュート（爆発的患者急増）を生じさせないよう最大限取り組む必要があることを自覚し、「3つの密」（①換気の悪い密閉空間、②人が密集している、③近距離での会話や発声が行われることが、同時に重なること）を避けるための取組（行動変容）をより強く徹底し、会員ほか市民のみなさまにも、手洗い、うがい、咳エチケット等の感染防止対策の確実な履行を呼びかけます。

また、当会は、感染拡大防止のための必要な施策を採ることを前提に、法律相談の実施等の市民に対する法的サービスを可能な限り維持いたします。

【弁護士会館への来館】

当会は、すべての来館者（会員、会職員、会員事務所職員、相談者、出入り業者ほか）に対し、来館の必要がない場合には電話等での問合せ・ご連絡を頂くことをお願いいたします。当会の電話番号は、0952-24-3411です。

当会館における全ての来館者に対し、入館時・適時のアルコール消毒液（当会用意）による手指消毒を要請いたします。手指消毒にご協力いただけない方にはご入館いただけません。また、37.5℃以上の発熱、咳の症状がある方はご入館いただけません。

当会は、全ての来館者に対し、マスク着用を推奨いたします。特に法律相談で来館される場合にはマスク着用にご協力をお願いいたします。

【弁護士会の行事・事業など】

・すべてに共通する条件として、以下の事項を必須といたします。

- ①屋内で実施される場合、参加者が会場の定員の50%以下であること
- ②参加者が相互に少なくとも1メートル超（可能であれば2メートル程度）の距離を確保して所在すること
- ③屋内で実施される場合、プライバシー侵害とならない範囲で、可能な限りの換気を行うこと

- ④風邪・発熱・倦怠感・味覚臭覚異常の症状のある者が参加しないこと
 - ⑤参加者全員が手指消毒もしくは手洗いをしていること
 - ⑥参加者の連絡先を主催者において把握していること
- ・なお、弁護士会もしくは委員会が主催もしくは呼びかけて行う、大人数での飲食を伴う行事は、当面の間、実施しません。
- ・個々の行事・事業ごとに、さらに以下の事項を実施条件といたします。
- ・ 当会主催・共催のシンポジウムや各種市民向けイベント
 - ・ 緊急事態宣言発令期間中は実施いたしません。
 - ・ 緊急事態宣言が発令されていない場合、本方針に定める必要な感染拡大防止策を講じることを前提に実施の可否を検討します。
 - ・ 法律相談、示談あつせん
 - ・ 在室者全員が可能な限りマスクを着用すること
(当会会員は必ずマスクを着用することとします)
 - ・ 弁護士会館以外で実施される法律相談等
 - ・ 相談者のマスク着用を推奨いただくこと
(当会会員は必ずマスクを着用することとします)
 - ・ 相談者と会員との距離を可能な限り確保する、またはパーティション等による飛沫感染の防止策が講じられていること
 - ・ 相談者の住所・氏名・連絡先が確実に確認できること（万一の場合の濃厚接触者としての特定のため）
 - ・ 派遣先から延期・中止の希望がないこと

【弁護士会が行う講師等の派遣】

- ・ 佐賀県弁護士会が主体となって行う講師等の派遣については、以下の要件を満たす場合に限り行うものとします。
 - ① 主催者において延期・中止が出来ない合理的理由があること
 - ② 発熱・咳等の症状のあるものが参加しない措置がとられていること
 - ③ 参加者全員の手指消毒・会場の換気等の感染拡大防止策がとられていること
 - ④ 会場内の収容人数が定員の50%以下であること（ただし学校への講師派遣を除く）
 - ⑤ 緊急事態宣言が出されている地域外で行われるものであること

以 上